

平成 15 年 1 2 月以降運用

メディアの皆様へ

日本身体障害者水泳連盟  
会長 西原 成幸

### 日本身体障害者水泳連盟関係行事取材申込について

日本身体障害者水泳連盟（以下「JSFD」という）は障害のある方のスポーツ活動、特に水泳競技が広く一般市民に報道されることを歓迎いたします。

JSFD の最上位団体の国際組織である国際パラリンピック委員会はパラリンピック活動が正しく推進されるように、その名称使用から競技者の活動に至るまで、きめ細かい規則を決めています。したがって、JSFD もその趣旨にそった取材対応となり、まったく自由な報道、取材が出来るということではないことをご理解下さい。

過去には、特定の競技者に取材が集中し、精神的苦痛を与えたり、競技者や主催団体の許可なくこれらの取材された素材の 2 次使用が発生したりしています。

そこで、JSFD とマスコミ各社が良好な信頼関係を持続できるように、取材にともなう手続きをしていただくことになりました。

みなさまのご理解・ご協力を賜りますよう、ご連絡いたします。

#### 取材の有資格者とは？

JSFD 行事の取材活動を許可されるのは、下記 1 及び 2 ~ 6 のいずれかに該当する方です。別紙「メディアガイド」に記載されている事項、並びに一般的モラルやマナーを守り取材を行うことに同意し、別紙「取材申込」による申込によって、JSFD 行事の取材承認を受けた方です。

- ア 報道目的で取材を行う法人またはその法人から委嘱を受けた方。
  - イ 市民への啓発を主な目的とする番組または雑誌等の制作を行う法人、またはその法人から委嘱を受けた方で、事前に JSFD ならびに取材対象者から許可を受けた方。
  - ウ 取材対象者を限定したスポーツ番組または雑誌等の制作を行う法人、またはその法人から委嘱を受けた方で、事前に JSFD ならびに取材対象者から許可を受けた方。
  - エ JSFD 及び JSFD が発行する媒体の制作委嘱を受けた方。
  - オ その他、事前に JSFD から撮影許可を受けた方。
- \* 競技者の家族・知人が行事実施場所以外で競技者本人を撮影する場合は、JSFD の許可は不要です。

## 取材の申込手順

- 1、別紙「メディアガイド」をご精読いただき、記載内容に同意できるかどうかをご確認下さい。
- 2、取材資格の有無についてご確認下さい。不明な点がある場合は、申込の前に JSFD メディア担当までお問い合わせ下さい。
- 3、取材する方は、JSFD 行事について概ね開催 20 日前までに別紙「取材申込書」に必要事項を記入し、JSFD の事前承認を受けて下さい。(事前承認のない方の取材活動は出来ません。)
- 4、JSFD 行事のうち競技会の取材を行う報道目的の方は、競技会開催中にメディア担当まで申込をすることが可能ですが、混雑により対応が遅れる場合もありますので、できるだけ事前申込をお勧めします。
- 5、事前申込をされた方には、JSFD による審査後、取材の可否を FAX にてお知らせいたします。(申込書に審査結果及び JSFD の署名を記入し、ご返送します。)取材の許可は、取材対象者、競技施設など施設提供者の了解が前提となります。
- 6、行事当日は、JSFD による取材承認の署名の入った「取材申込書」を持参してください。競技会では、「取材申込書」と引き換えに、目印となるものをお渡しいたします。

## 申込先

日本身体障害者水泳連盟

メディア担当(技術委員会副委員長)

猪飼 聡

(勤務先)京都市障害者スポーツセンター

(電話)075-702-3370 (FAX)075-702-3372

(E-mail) ikaisatoshi@yahoo.co.jp